

西都市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、西都市広告掲載取扱要綱（平成19年西都市告示第239号。以下「要綱」という。）第3条第2項に基づき、広告掲載を行う広告に関する基準を定めるものとする。

(業種又は事業者の基準)

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る業種並びに風俗営業類似の業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) たばこ（たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等は除く）に係るもの
- (4) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (5) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 占い、運勢判断等
- (9) 民間調査機関
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 市の指名停止措置を受けているもの
- (13) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

(広告の内容の基準)

第3条 次に掲げる内容の広告は、広告掲載しない。

- (1) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (2) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるおそれのあるもの
- (3) 他を誹謗し、中傷し又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体の勧誘又は布教活動に関するもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
- (8) 粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの

- (9) 性的感情を著しく刺激するもの
- (10) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (11) 国、地方公共団体その他の公共の機関が、広告主（要綱第9条に規定する広告主をいう。）又はその商品、サービス等について推奨、保証、指定等をしていると誤解させるおそれのあるもの
(ホームページに関する基準)

第4条 市が管理するホームページに掲載する広告が他のホームページにリンクする場合は、当該リンクする他のホームページについてもこの基準を適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月10日から施行する。